

国海査第 448 号の 2  
平成 18 年 2 月 21 日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 板澤 宏 殿

海事局検査測度課長  
澤 山 健 一

### 救命胴衣の着用が必要なイマーション・スーツの取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、船舶検査についてご協力頂きありがとうございます。

今般、SOLAS 条約附属書第 章の改正に伴い、船舶救命設備規則（以下「救命規則」という。）の一部が改正され、本年 7 月 1 日以後、総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する貨物船及び総トン数 500 トン以上の国際航海に従事しない近海区域（限定近海区域を除く。）又は遠洋区域を航行区域とする貨物船並びに総トン数 500 トン以上の一般漁船については、新造船のみならず現存船についても最大搭載人員分のイマーション・スーツの搭載が義務付けられることとなります（一部の船舶については最大搭載人員 + ）

これらの船舶及び救命規則の規定により従前よりイマーション・スーツの搭載が義務付けられている船舶であって、救命胴衣の着用が必要となる浮力性能を持たないイマーション・スーツ（以下「非浮力型イマーション・スーツ」という。）を搭載する場合には、本船に搭載されている救命胴衣が非浮力型イマーション・スーツの上から適切に着用できることの確認をすることとしております。

当該確認については以下の時期に行うこととします。

- (1) 平成 18 年 7 月 1 日以後に建造又は建造に着手された船舶  
第 1 回定期検査
- (2) (1)以外の船舶であって改正後の救命規則が適用となる船舶  
平成 18 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査
- (3) (1)及び(2)以外の船舶（従前よりイマーション・スーツの搭載が義務付けられている船舶であって非浮力型イマーション・スーツを搭載している船舶）

本通達発出日以後最初に行われる定期検査又は中間検査

また、当該確認後、型式が異なる救命胴衣又は非浮力型イマーシヨン・スーツ  
に取替えた場合についても同様の確認を実施いたします。

敬具